

植民地化における土地調査事業とその性格

全, 雲聖
九州大学農学部農業経済学教室

上野, 重義
九州大学農学部農業経済学教室

<https://doi.org/10.15017/22242>

出版情報：九州大学農学部学藝雑誌. 41 (3/4), pp.185-194, 1987-03. 九州大学農学部
バージョン：
権利関係：

植民地下における土地調査事業とその性格

全 雲 聖・上 野 重 義

九州大学農学部農業経済学教室
(1986年12月10日受理)

The Japanese Land Survey and Its Characteristics during the Colonial Period in Korea

UN-SEONG JEON and SHIGEYOSHI UENO

Seminar of Agricultural Economics, Faculty of Agriculture,
Kyushu University 46-07, Fukuoka 812

I 課題と視角

本稿の課題は日本植民地下の韓国における土地調査事業を検討し、その歴史的意義を明らかにすることにある。それは植民地下における韓国農業の構造解明のためにももちろん、解放後に実施された農地改革の意義を明らかにする上でも極めて重要である。

1910年8月29日「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本皇帝陛下ニ譲与ス」(日韓合併条約第1条)との条文によつて、韓国は日本の植民地として悲痛にも併合された。

併合を機に、日本政府は1910年から1918年まで8年余の年月を費やし、2,040万円の巨費を投じて「朝鮮土地調査事業」を実施した。それはいわば韓国における「地租改正」事業であつた。これを契機として韓国農業は制度的に変革され、商業的農業が本格的に展開しはじめたのだというのがこれまでの通説である。しかし、こうした通説は理論的にも実証的にも、なお検討の余地を残している。少なくとも日本資本主義の圧力による「開港」(開国)(江華島条約1876年)とそれにとまなう商品経済の農村への浸透により、併合以前、すでに韓国農業は構造的にかなりの変化をとげていた。すなわち、韓国における封建的農業構造は徐々に解体されつつあつたのであつて、日本政府による土地調査事業はそれを決定的におし進めるものとして実施されたとみるべきであろう。

植民地下の農地政策は時代的に大きく三つに分けられる。すなわち、第1期は、日韓合併以前、すなわち土地所有確保をねらつたさまざまな圧力による日本人

の土地所有拡大の時代、第2期は1910年8月の合併後実施された土地調査事業の時期、第3期は、土地調査事業の終了から解放までの時期である。すなわち、1920年以後の米増産計画と小作争議に対処する農地政策が採られた時期である。

土地調査事業は韓国における「地租改正」事業である。だがそれは韓国経済の植民地的編成のための基礎的作業の一つとして重大な歴史的意義を有するものであつた。それはこの事業と併行して実施された「駅屯土(国有地)調査事業」、山林所有権の確定作業等一連の農業関係立法等とあいまつて、旧来の土地所有関係を根本的に再編成するとともに、日本人大地主を頂点とした新たな植民地地主制の形成に寄与したのであつた。

本稿では、韓国での植民地化の基礎作業としての、この土地調査事業がどのような過程と方法で実施されたかを追跡し、この事業の歴史的 성격と意義を土地所有の近代化という視角から検討してみたい。

本稿のとりまとめにあつて、九州大学農学部江島一浩教授、戸島信一助手の御教示を得た。記して感謝の意を表わしたい。

II 土地調査事業の実施過程

1. 土地調査事業の沿革

土地調査事業は1910年の日韓合併と同時に本格的に遂行されたが、その以前からすでに実質的な土地調査事業ともいべき施策が日本政府の主導のもとに進められていた。すなわち、日本政府は韓国政府に迫つて1898年(明治31年、光武1年)度支部(大蔵省に

表一. 年 表

	一 般 事 項	土 地 関 係
1876年 (明治9年, 高宗13年)	江華島条約	量地衙門設置 地契衙門設置 度支部量地局設置
1897年 (明治30年, 光武1年)	国号改称 (朝鮮国→大韓帝国)	
1898年		
1901年		
1904年 (明治37年, 光武8年)	日露戦争	
1905年	乙巳条約	
1910年 (明治43年, 隆熙4年)	8月, 日韓合併	1月, 朝鮮土地調査事業8カ年計画作成 3月, 土地調査局設置 8月, 土地調査事業1次修正 9月, 臨時土地調査局設置 土地調査令発布 4月, 土地調査事業2次修正
1912年 (大正1年)		1月, 土地調査事業3次修正 11月, 土地調査事業完了
1913年 (大正2年)		
1914年 (大正3年)	7月, 第1次世界大戦はじまる	第1次産米増殖計画 第2次産米増殖計画 産米増殖計画中断
1915年 (大正4年)		
1918年 (大正7年)		4月, 朝鮮農地令公布
1919年 (大正8年)	3月, 三・一独立運動起こる	
1920年 (大正9年)		第3次産米増殖計画
1926年 (昭和1年)		
1933年 (昭和8年)		
1934年 (昭和9年)		
1939年 (昭和14年)	9月, 第2次世界大戦はじまる	
1940年 (昭和15年)		
1945年 (昭和20年)	8月, 韓国解放	

当) 大臣直属独立官庁として「量地衙門」を、次いで1901年には「地契衙門」を設置させた。1904年にはこれを廃止して「量地局」を設置させ、土地制度の整理を計画した。しかし日露戦争の終結までは日本の韓国に対する支配は完全ではなかつたし、また韓国政府にも土地制度の再編を効果的に遂行する力量がなかつたためその企図は流産に終わった。

1904年8月、第1次日韓協約によって、日本は韓国の財政権および外交権を手中に収め、韓国政府をして日本政府より、財政顧問を招聘させるに至つて、土地調査事業は日本による韓国植民地化のための「財源の発見=野蛮な土地掠奪」(李, 1956)、の必須の前提として、強力に推進されてゆくことになる。

こうして、日露戦争中すでに、本格的調査のための計画が進められていた。1905年日露戦争の勝利の結果、日本は実質上、韓国の支配権を手中に収め同年の「乙巳条約」(第2次日韓協約)によって統監府の設置が実現せられるや、日本政府は本格的調査の準備に着手し、日本から技師を派遣して、大邱、平壤に量地課出張所を設置して、調査事務を遂行させるに至つた。1906年7月には議政府(韓国内閣)内に設置させた「不動産法調査会」の活動と呼応しつつ、全面的な土地調査事業を展開し始めた。一方、1906年10月には「土地建物證明規則」、同年12月には「土地建物典当執行規則」を韓国勅令をもつて公布せしめ、外国人(とくに

日本人)の土地所有に対する制約を除去し、その私的所有の法的確認のための措置を講じ始めている。

1909年11月に京畿道富平郡の一部で試験的調査を行い、要領を掴んだ上、1910年3月、韓国政府の度支部の下に土地調査局を設置せしめ、これを執行機関たらしめることによつて、本格的土地調査を開始したが、その半年後(同年8月)、いわゆる「日韓合併」が行われるや上記調査局は「臨時土地調査局」と名称変更されている。

その後、1910年6月には「朝鮮森林令」、7月には「官有財産管理規制」10月には「駅屯土収入収納規定」が制定公布されている(権, 1965)。1912年3月には「朝鮮民事令」、5月には「国有森林山野保護規則」と各種法令をやつぎばやに制定公布した後、同年8月に至つて、土地調査事業の基幹法令たる「土地調査令」が公布された。

2. 土地調査事業の実施

1) 土地調査事業の必要性

1910年、日本は統監府を朝鮮総督府に改編し、いわゆる武断政治を強行した。この総督府が2,040余万円におよぶ巨額の経費と1910年から18年までの8カ年という長い歳月を費やして遂行したのが土地調査事業である。それは総督府の行つた大規模で唯一の積極的な経済政策といつてよい。それがなぜにそれ程重大な政策課題として提起されたのか。その理由は次のよう

な点にあつたと考えられる。第1に、植民地統治のための租税収入源を確保する必要があつたこと、第2に、土地調査事業以前に取得されていた日本の商人資本の土地占有を登記制度の導入によつて合法化する必要があつたこと、1906年以前にも主に日本人の土地家屋の売買と所有権を法的に保証する土地家屋証明規則があつたが、不十分であつたためである。第3に、国有地を創出して総督府所有地に編入し、急増する日本人移民に対する払い下げ用地を確保するためである。

以上のうち、とくに重要な点は登記制度の確立によつて土地所有の近代化と財政の近代化を図り、総督府の財政収入を確保することにあつたと考えられる。

2) 土地調査事業の実施過程

日本統監府は、1910年1月、朝鮮土地調査事業8カ年計画を作成した。合併を機に統監府は朝鮮総督府となり、上記土地調査事業計画は総督府に受けつがれた。以後土地調査事業完成までに3次にわたる修正があつたが、朝鮮総督府臨時土地調査局「朝鮮土地調査報告書」によれば、土地調査事業はおよそ三つの事業に分類されている(朴, 1933)。すなわち、①土地所有権の調査、②土地価格の調査、③および地形・地貌の調査である。また、附帯事業として各地方の経済状況調査(地誌の蒐集や市場調査等を含む)が行われたが、これは農産物の生産のみならず流通過程をも視野に入れたものであつた(宮嶋, 1977)。上記の3事業はもちろん、相互不可分の関係にあるが、ここで取りあげたいのは土地所有権の調査である。

①武装調査団の構成

土地調査事業のための特別機構として、朝鮮総督府内臨時土地調査局を新設し、そのもとに「外業班」という武装調査団をおいた(慎, 1982)。武装調査団は土地調査局出張員及び警務官憲を以て構成され、現地で面長(村長)、里・洞長(大字)、地主総代及び主要地主を加えて土地調査を行つた。

土地調査局出張員は土地調査事業を実施するために特別に訓練された調査員であり、日本人調査員と韓国人補助員から成る。彼らも軍警の制服を着用し時には武装させられた。事業に対する韓国農民の反対斗争を弾圧し、出張員の身辺保護をするのが警務官憲の任務であつた。当時義兵の武力抗争が高まつていた時期であり、土地調査事業の実施には憲兵警察が不可欠であつたのである。面長、その下の里・洞長と面吏員(村の末端公務員)の多くは、支配機構の末端にあつて腐敗的存在と化していた(印, 1937)。

これらに主要地主や地主総代(各里・洞につき1~2

名:地方庁選定)を加えた現地における推進主体は地主委員会ともいうべき性格を有していた。土地調査事業は、治安上、ソウルを中心とした首都圏からはじめ、次いで南へ、最後に北韓地方の順で実施されていった。

②土地調査事業の実施

土地所有者調査は、準備調査、一筆地調査、紛争地調査の三つの調査を経て、土地の所有関係を確定する仕組みとなつている。準備調査は、土地調査の趣旨の周知;地方官公庁にある土地調査参考資料の調査;面、里・洞の名称とそれらの境界調査;土地申告書用紙の配分と慣習調査等であつた。

こうした準備調査の後、一筆地調査が実施された。一筆地調査とは一筆ごとに境界、地目、地番を実査し、土地所有者を確定するものであつた。土地所有者は一筆地調査に際し「朝鮮総督ノ定ムル期間内ニ其ノ住所氏名又ハ名称及所有地ノ所在、地目、字番号、四標(四方の境界標)、等級、面積、結数(土地の面積単位)ヲ臨時土地調査局長ニ申告スベシ」(土地調査令第4条)という規定にしたがつて土地を申告すれば、所有者として法的に確定された。いいかえれば土地所有者の調査は原則として申告主義をとり、申告名義人を土地所有者と認めた。申告名義人となつたのは取租権者を中心とする両班階級(土族に当たる:東班(文人)と西班(武人)がある)であり、彼らが土地の所有者となつた。反面、いままで封建的慣行のもとで現実的耕作者であり、土地の占有者であつた農民の大部分の土地所有者になれなかつた。

紛争地調査は、今までのべた一筆地調査(及び後述する国有地化過程)で生じた紛争地を調査し、その所有関係を明らかにすることを目的とするものであり、いわば土地調査事業の事後処理であつた。1908年6月、「臨時帝室及国有財産調査局官制」(1907年7月)にもとづいて断行された駅屯土(国有地)の国有地化措置を契機として所有関係をめぐる紛争が全国各地で頻発した。もともと駅屯土や牧場土(軍馬を飼育するための土地)には民有地との境界が明確でないところが多かつた。これらが一方的に国有地化されたので所有関係をめぐる紛争が生じたのは当然であつた。ただし国有地に編入されたもののなかで「其ノ投託ナルコトヲ明記シタル文書ヲ所持スル者ニ限り」土地の返還をしたが、その面積はわずか160町歩にすぎなかつた(朴, 1933)。投託というのは、農民が過重な税負担と新任官吏による苛酷な誅求を逃れるために自分の土地を表面上官庄土(王室土地)としたものであつた。農民の理解では「投託」された土地は文書の有無にかか

わらず自らの土地であつた。そのほか、証拠書類が不十分とか、参考人の陳述と一致しないとか、占有と納税の来歴があいまいだとかの理由で、農民の異議をうけ付けられないまま多くの紛争地が国有地に編入されてしまった(林, 1971)。表一2を見ると、紛争地の64.9%は国有地への編入をめぐるものであり、残り35.1%は民有地についてのものであつた。

民有地での紛争は34,875筆にのぼっている。そのうち共同地についても11,019筆であつたから、民有地の紛争の約1/3は共同地をめぐる発生したことになる。つまり、今まで共同地であつた校田、書院土、門中土については、法人としての資格と法人に属すべき土地を嚴重に制限し、できるだけ個人の私有地としようとしたところに紛争発生の原因があつた。校田及び書院土は、郷校財団と称する財団ないし特定人の所有とした。宗中土及び門中土は祖先の墳墓を保護管理し、毎年祭祀の経費を支払い、また同族の共益や吉凶事の経費に充当するためのものであつたが、宗孫または門長(一族中の年長者)、有司(執事)などの私有地とされた。このほかに、面・里・洞の共有地と稜(注)の共同地も同様に処理された(林, 1971)。

注)農村住民の共同利益のために昔から自生的に発生、維持されてきた集団である。その種類は無数であり、公共事業に関するもの、相互扶助に関するもの、産業振興に関するもの、金融、娯楽を目的とするものである。その中で相互扶助に関するものもつとも多い。

表一2. 土地調査紛争の内容。資料は慎籬厦「朝鮮土地調査事業研究」, 1982, ソウル, 69頁による。

(単位:筆数,%)

	国有地紛争 (A)		民有地紛争 (B)		計 (C)	
	筆 数	A/C	筆 数	B/C	筆 数	C/D
所有権紛争	64,449	65.0%	34,689	35.0%	99,138	99.7%
境界紛争	121	39.4	186	60.6	307	0.3
計	64,570	64.9	34,875	35.1	(D) 99,445	100.0

表一3. 土地調査事業期間中の農家階層推移 (1913-18年)。資料は小早川九郎「朝鮮農業発達史」, 資料篇, 1944年, 東京, 93頁。

(単位:千戸,%)

総計	地 主		自作	自作兼小作	小作	百 分 比 (%)					
	甲1)	乙2)				地主	自作	自作兼小作(A)	純小作(B)	小作(A+B)	
1914	2,590	47	570	911	1,063	1.8	22.0	35.2	41.0	76.2	
1915	2,629	39	570	1,074	945	1.5	21.7	40.8	36.0	76.8	
1916	2,641	16	50	530	1,073	971	2.5	20.1	40.6	36.8	77.4
1917	2,642	15	58	518	1,061	989	2.8	19.6	40.2	37.4	77.6
1918	2,652	16	66	523	1,044	1,004	3.1	19.7	39.4	37.8	77.2

注1) 地主(甲): その所有する耕地を悉く小作せしめ自ら耕作しないもの。

注2) 地主(乙): 所有地の大部分を小作せしめ一部を自ら耕作するもの。

紛争地についての所有権は土地調査令により行政処分最終的に確定された。この行政処分による査定は「闇夜に判定を受ける如き」「盲目的」処置であり、「自己の権利は不明の間に確立」してしまう。まさに植民地的支配の現われであつた(李, 1956)。

③土地調査事業の結果

土地調査事業によつて土地私有制が確立されたものの、反面、それは耕作農民からの土地収奪であつた。土地調査事業の結果もたらされた変化を挙げれば次のようになる。

第1に、土地調査事業によつて、小作農民の「慣習上の耕作権」が否定され、単純小作農に転落した。すなわち、事業が終了した1918年についてみると水田の64.6%、畑の42.6%が小作地となつた。表一3によれば農家の約80%が小作ないし自・小作農で自作農は20%にもみたなかつた。地主は約3%であつた。だが、この3%の地主が耕地の半ば以上を所有するような構造がつくりあげられたのである。

第2に、日本の会社及び日本人地主による土地集中が急激に進行した。国有地はもちろん、民有地さえも国有地とし、それを総督府は日本の会社及び日本人に払下げたのである。その結果、日本の会社及び日本人地主による土地取得が急増した。表一4に示すように、東洋拓殖株式会社の場合、1910年の所有地は1,035町にすぎないが、事業が終了した1920年には77,297町

に達していた。このほか富士、興業、片倉、東山、藤井等の会社が取得した土地も莫大な面積に達した。とくに、森林は全面積の58%が日本人の手におさめられた(崔, 1970)。

表一5によれば、土地調査事業中にもかかわらず、日本人農業経営者は1910年の2,254人から1915年には6,969人と3倍以上の増加を見せている。日本人地主は経営者数では0.27%にすぎなかつたが、耕地面積では6.48%を占めていた。また土地調査事業終了後の日・韓人別地主比較(表一6)をみると、1921年以後、韓国人大地主が減少したのに対し日本人大地主の増加が見られる。

第3に、土地調査事業は地主に対する小作人の経済的隷属関係を強化し、農民層の分解をもたらした。前掲表一3に示すように、1914年から事業が完了した1918年までのわずかに4年の間に総農家数に占める地主の割合は、1.8%から3.1%に増加し、自作農は22.0%から19.7%に減少し、自作兼小作農は35.2%から39.4%に増加し、純小作農は41.0%から37.8%に減少

表一4. 東洋拓殖株式会社所有地の増加推移(1910-1931年)。資料は朝鮮総督府篇「朝鮮総督府年報」, 1933年による作成。

(単位: 町歩)

	水田	畑	その他	合計
1910	8,643.8	2,300.6	91.1	11,035.5
1911	18,763.4	6,502.3	1,554.1	26,819.8
1915	46,642.1	18,753.7	4,748.2	70,144.0
1920	51,149.7	19,405.1	6,743.0	77,297.8
1925	50,992.7	19,078.6	15,718.8	85,790.1
1929	48,226.0	17,459.1	30,594.6	96,279.7
1930	46,682.5	16,944.4	41,709.1	105,336.0
1931	46,584.8	16,887.8	60,092.8	123,565.4

表一5. 日本人地主による土地所有の推移(1910-15年)。資料は小早川九郎「朝鮮農業発達史」発達篇, 1944年, 東京, 592頁による。

(単位: 人, 千戸, %, 町, 千町, %)

	経営者数	総農家数	比率	所有土地	総農地	比率
	(人)	(千戸)	(%)	(町)	(千町)	(%)
1910	2,254	2,336	0.10	86,952	2,485	3.50
1911	3,839	2,380	0.16	126,146	2,705	4.66
1912	4,938	2,434	0.20	130,800	2,847	4.60
1913	5,916	2,573	0.23	184,245	2,886	6.38
1914	6,049	2,590	0.24	197,934	2,959	6.69
1915	6,969	2,629	0.27	205,538	3,171	6.48

表一6. 日・韓人別地主比較(1921-34年)。資料は表一3と同じ, 94頁による。(単位: 人)

	1921	1924	1927	1930	1933	1934
200町歩以上						
韓国人	66	48	45	50	46	43
日本人	169	167	192	187	195	192
その他	-	-	-	-	-	-
100町歩以上						
韓国人	360	308	290	304	341	308
日本人	321	354	361	361	395	406
その他	-	-	-	2	2	2

している。すなわち、自作兼小作と純小作の割合は76.2%から77.2%に増加している。一方、1930年以後の統計によれば純小作農の総農家数に占める割合は50%以上である。つまり土地調査の進行とその事業以後において韓国人地主と日本人地主あるいは会社による土地占有が増加してゆくに連れ、小作農家が増大していったのである。

第4は、土地調査事業により荒蕪地開墾権と農民の入会権が消滅させられたことである。すなわち、従来の慣習では無主荒蕪地については、それを開墾した者の所有としたのであつたが、事業後は入会権も荒蕪地開墾権とともに総督府による許可制に変わった(慎, 1982)。

第5は、地稅制度の確立である。韓国の地稅制度は1894年に従来の物納制から金納制となつた。さらに1914年には地稅令が施行され、地稅の納付者は土地の利用者から所有者に改められた。1918年には新地稅令が出され、土地調査事業によつて全国的に評価された地価にもとづく地稅が算定されることとなつた。すなわち全国的に算定された地価の13/1,000を地稅として地主から徴収するというものであつた(桜井, 1972)。1911年度の総歳入は10,871,571円であつたが、そのうち地稅収入は6,245,045円で総歳入の57.4%を占めていた。それ以後、地稅収入の総歳入に占める割合は官業及び官有財産収入業増加するにつれ減少していった。すなわち、1930年度の総歳入は43,734,006円で、うち地稅収入は15,085,421円で総歳入に占める割合は34.5%と低下している。しかし、地稅収入の額そのものは年々増加していった(農地改革史編纂委員会, 1970)。

以上のべたように土地調査事業の結果は地主・小作関係の強化となつて現われた。国家権力による一面的な土地所有者の確定を契機として自らの労働力以外には、生活の糧を稼ぐ手段を持たない零細小作農が大量

に創出されたのである。すなわち、表-3に示すように1918年には総農家数の40%に当る約100万戸が純小作農となつたのである。

3. 土地調査事業にみられる植民地的性格

土地調査事業は、日本における「地租改正」の韓国版ともいえるものである。しかしそれは韓国経済発展のおくれと、植民地という条件下で遂行されたため、独自の特徴をもつことになつた。本節では土地調査事業の実施過程と結果にみられる特徴のうち重要と思われる3点を記しておきたい。

まず第1は、徴税台帳の整備過程で誰を納税義務者として認定したかということである。土地調査事業は、事実上、それ以前の徴税台帳の整備(1907年)に始まつたという(田中, 1974)。このことは徴税台帳整備過程を土地調査事業から切り離すことなく両者一体のものとして把握しなければならないということを意味している。納税義務者を誰にするかは、土地所有者を誰にするか、すなわち従来の耕作者だつた農民にするか、取租権者、官僚にするかという問題であつた。これに対して、総督府は従来の取租権者たる地主の土地所有権を再確認する道を選択した。すなわち、総督府は土地調査事業における私的土地所有権の確認の直接的根拠となつた結数連名簿(課税簿)によつて土地所有者を確定した。当時の農民はこれに関する知識がなかつたし、またたとえ申告しても地主委員会による満場一致の確認がないと農民の所有権は認められなかつたのである。この点は日本の地租改正とは相違する点である。すなわち、日本の地租改正では土地に対する領士の権利を排除したうえで、各土地は農民の所有地であるということを大前提として所有権の確定が行なわれていつたのである(福島, 1968)。

第2は、土地所有権をめぐる紛争はその大部分が、国有が民有かを争つたものであつたが、その紛争処理においては裁判によることなく行政処分によつて殆ど一方的に国有地とされた。すなわち、紛争地処理は裁判=司法権の判断によることなく行政処分、つまり土地調査事業の主体である土地調査局および高等土地調査委員会の判断に委ねられたのである。こうして拡大された国有地は日本人地主を韓国に移植させる上で重要な役割を果たしたのであつた。一方、日本の場合についてみると、日本では農民的土地所有が前提とされ土地所有権をめぐる紛争は、山林原野を除けば例外的な土地について惹き起されたにすぎなかつた(福島, 1968)。

第3は、土地調査事業の終了後の小作料の高率化の

表一7. 小作料率比較(1930年). 資料は金 俊輔「韓国資本主義史研究II」, 1974年, ソウル, 123頁による。(単位: %)

	水 田			畑		
	最高	普通	最低	最高	普通	最低
定租 1)	90	51	39	80	50	47
打租 2)	79	60	44	65	69	43
執租 3)	80	55	50	75	55	50

注1) 定租: 定額制

注2) 打租: 定率制

注3) 執租: 収穫前, 収穫予想量を推定し, 約定小作料率によつて小作料を徴収する方法。

進行である。表一7のように、土地調査事業以前の小作料は収穫高の1/3ないし1/2であつたが、1930年代の小作料は最高では90%、平均でみても50%を上回る水準に上昇した。この高率小作料の中には小作農の労賃の一部までも包含されていたのである。韓国農民は内部では封建的といわれる地主制の収奪と、外部では日本資本主義による収奪という二重の重圧下におかれていたのである(宮嶋, 1977)。

以上のみられる土地調査事業の特徴はその後の韓国における植民地的農地政策と関連していくのである。

III 土地調査事業の評価をめぐる論争

1. 朝鮮王朝末期の土地所有の変化

朝鮮時代の韓国においては、いわゆるアジア的土地所有形態が見られる。土地公有制度又は賜田制度がそれであり、テークイはそれをアジア的形態の枢軸をなるとしている(テークイ, 1971)。土地公有制度はとくに朝鮮時代に最も典型的に樹立された(印, 1937)。すなわち、1471年(成宗2年)には有名な経国大典が発布、施行された。これによつて、朝鮮王朝の土地公有制度は完成されたといわれる。全国の土地は公田と私田とに区分された。公田とは国家が土地の耕作者たる農民から直接、地代すなわち租税を徴収した土地であり、私田とは国家が一般官僚、両班等に俸祿を支給する代りに土地を配分した、その土地を指す。つまり私田とは国家が徴収すべき租税(地代)を、彼等をして国家の代りに徴収せしめた土地である。これは、本質の意味では完全な私有を意味するものではなく、ただ土地における取租権の所有であるいは占有を意味するにすぎなかつた。しかし朝鮮王朝末期になり両班や官僚による土地の併呑や侵食が公然と行われ、事実上、土地の私有地化が進むにつれ、このアジア的

な土地公有制度は虚構化して行つた(和田, 1920)。しかし、韓国におけるアジア的土地公有制の最終的な解体は外來資本の制圧下に遂行されることになつた。

このような背景で遂行された土地調査事業とそれによつて確立された土地所有の近代化がいかなるものであつたか、それが次の課題である。

2. 土地調査事業と土地所有の近代化

植民地下の韓国における土地調査事業が土地所有の近代化に果たした役割については対立的な二つの見解がある。二つの見解というよりむしろ、それは土地調査事業に対し戦前に下された評価に対して戦後、新たな批判が加えられつつあるとみるべきである。土地調査事業によつて韓国の土地所有が近代化されたという評価を下したのは、事業に参画した日本人研究者和田一郎であつた。韓国の研究者による評価がなかつたわけではないがその評価が本格的に始まつたのは戦後になつてからである。二つの見解を挙げればつぎのようになる。

第1は、この土地調査事業によつて近代的土地所有が確立したと評価する見解である。韓国人研究者でこの種の見解を発表したのは朴文圭(1933)が最初である。すなわち、韓国における近代的土地私有制度の確立は、朝鮮王朝末期における社会的生産諸力の発展の欠如のために、外來の日本資本主義によつて行なわれねばならなかつたという主張である。この見解は1920年に土地調査事業の業務担当者(朝鮮総督府、臨時土地調査局総務課長、紛争地審査委員長)として参加した和田一郎の見解と一致している。すなわち、和田は土地調査事業以前の韓国では土地国有の原則が支配していたと述べている。新羅が三国を統一して唐の制度を輸入して土地制度を改め、公田制度を確立した。この公田制度のもとにあつては、土地は公有(国有)であつた。官僚への土地支給(職田、賜田など)はあつても、それは単に「収租権」の支給であつたとする。また農民への土地支給(丁田、口分田など)も単に耕作権の支給にとどまり、土地そのものは公有であつたとする。ここで支給された収租権あるいは耕作権は個人に属したが所有権はあくまで国家に属するというのが和田の主張であり、この和田の見解は今日まで影響を与えている。すなわち、この公田制=土地国有制が、高麗、朝鮮時代にいたるまで韓国土地制度の根幹であつたとみる。くりかえしていえば、伝統的な土地国有制は新羅以来一貫して存続し続けたと考えたのである。この公有制が土地調査事業を契機として私有制度へ転換されたという。(和田, 1920)。

1937年に発表された印貞植の土地調査事業に対する評価は次のようである(印, 1937)。土地調査事業によつて、従来の収租権者ないし官僚や両班も地主化したが、より重要なのは独占資本主義的な日本の大会社による大土地所有が、近代的な法的基础の上に、例がない規模で確立=発展させられたことである。その反面、直接的生産者としての農民は、土地に対する従来の世襲的保有から分離され、森林、原野、放牧地等の村落共同地の共同利用権の喪失等とあいまつて、未曾有の貧窮へと追いこまれていつたといつている。

以上は戦前発表された主要な主張であるが、戦後においても同様の論調がある。すなわち、1955年発表された李在茂の論文がそれである(李, 1955)。氏は土地調査事業による近代的土地所有権の確立を認めている。しかし、事業実施方法は非近代的であつたとしている。また、林炳潤も被支配地における土地調査事業の強権性を指摘している(林, 1971)。しかしそれによつて一応近代的土地所有が確立されたとしている。金俊輔も日本資本主義は少くとも土地調査事業を通じて土地所有に関する限り近代化を実現したのはまちがいないこと(金, 1974)。土地調査事業の研究をつづけて来た宮嶋も、朝鮮時代後期にすでに土地所有近代化に向つての動きが開始されていたという内在的發展論には致命的な欠陥があると指摘する。従つて、韓国における前近代的土地所有は土地調査事業によつて近代的土地所有制へと変革されたところである(宮嶋, 1978)。

以上の諸見解に対し、私的土地所有制や農民の分化といつた事態は、すでに朝鮮王朝後期においても広範に見られた現象であり、土地調査事業はそれを法的に追認したにすぎないと主張する見解がある。この立場からみれば土地調査事業の意味は土地所有の近代化にあるのではなく、もつと別のところにあるという結論になる。兪仁浩(1975)によれば、土地調査事業によつて土地の所有者が法的に確定され、合法的な売買や抵当等による所有権の移動が可能となつたのは事実である。しかし、これは農民の自由な所有を保証するものではなかつた。それゆえ土地調査事業は地主と小作人との主従関係を強化した封建的所有関係の再編成であり、農民掠奪を組織的、系統的に進めることによつて日本独占資本の原始的蓄積に資したにすぎないと主張している。

慎鏞廈(1982)は土地調査事業の意義を近代的土地所有権の確立や、「農村社会分化の起点」という点に求めようとしてきた従来の研究を批判し、私的土地所有

制や農民層の分化といった事態は、すでに朝鮮王朝後期においては広汎に見られた現象であると主張している。すなわち、土地の私有制度はすでに15世紀からはじまっていたとし、朝鮮王朝時代の文記（土地所有の証明書）からみて、この時代すでに土地売買が行われていたと指摘している（周藤，1927）。氏によれば、韓国における私的土地所有制度は朝鮮王朝時代に形成されはじめ、農民層の分化は地主制度の形成をうながしたという。

従つて、氏によれば土地調査事業の歴史的意義は韓国における土地所有を近代化したというのではなく、朝鮮末期における小作人の慣習上の耕作権、農民の荒蕪地開墾権、入会権等の一連の農民的諸権利を否定することにより、日本資本主義と半封建的韓国人地主との癒着関係を生み出したことに最大の意義があるとするのである。

だが、こうした議論で重要なのは「近代的土地所有」ないし「土地所有の近代化」をどのような内容のものとするかである。たしかに土地調査事業によつて私的土地所有が法的に確認された。だがこの私的土地所有が近代的だとしてもそれはいかなる意味で近代的であるのか。むしろ韓国では私的土地所有の確立のもとで「封建的」とも「半封建的」とも表現されるような地主・小作関係が形成されている。このような土地所有が果たして「近代的土地所有」といえるのか。この点に関しては、戦前期の日本における土地所有をめぐる論争が参考になる。以下、ごく粗筋だが筆者が学んだ点を示しておきたい。詳細は今後、研鑽を積んでゆく所存である。寄生地主制とも表現される日本の地主的土地所有に対し、近代的土地所有範疇の適用を拒否したのは講座派であり、肯定したのは労農派であつた。だが、労農派といえども講座派と共に近代的土地所有の典型は近代イギリスにおける土地所有とみていた（岩本，1978）。この見解からすればいずれにしても寄生地主的土地所有は非近代的土地所有ということになってしまう。近代的土地所有について一歩踏込んだのが宇野弘蔵であつた。宇野は封建的諸義務の解消、とくに人格的隷属関係の打破と私的土地所有権の確定、いいかえれば、土地商品化の自由に基づく土地の私的所有的形態を近代的土地所有と規定する（宇野，1965）。

宇野の見解を一層進めたのが大内力である。大内は封建的土地所有解体後に形成される私的土地所有を近代的土地所有とする。近代イギリスにおけるような土地所有は資本制的土地所有と規定し、近代的土地所有

の一形態とした（大内，1961）。大内が封建的土地所有解体後の私的土地所有を近代的土地所有としたのは、そこにおける地主・小作関係がいかに封建的にみえようとも、それは基本的に経済的關係によつて律せられる関係だとみることによる。これより先、田代隆は分割地農のもとで形成される地代を名目的地代ととらえ、それがいかに高かろうとも封建的地代とは別個の論理に従うものであることを明らかにした（田代，1958）。

ただし、近代的土地所有をこのようなものとして考えると、そこにはさまざまな土地所有の形態が含まれる。いわゆる過渡的地代形態とよばれる各種の地代形態に対応する土地所有形態が考えられるのである。この点を包括的に示したのが日南田（1966）であつた。耕作する農民が自ら耕地を所有する、いわゆる農民的土地所有の形態も、半封建的とみられる寄生地主的土地所有も過渡的土地所有形態（分割地農的土地所有）の一つとしてとらえられる。過渡的土地所有形態がなぜにこうしたさまざまな形態をもつて現われるかは、各国における農業の展開、それをとりまく資本主義的諸関係の展開にかかわる。そうした点の究明はそれぞれ独自の課題を構成する。そうした究明は別として韓国における土地所有についていえば、それは近代的土地所有であつたが、農民的土地所有ではなく地主的土地所有であつたということになる。しかもその土地所有は日本の植民地収奪のもとにおかれた土地所有という特殊な性格をもつていた。それは講座派によつて「半封建的」といわれた日本の地主・小作関係をはるかに上回る強力な地主制であり、韓国農民はその収奪のもとにおかれていたのである。1930年以降地主に対する農民の小作争議が急激に増加することになった。そのため日本資本主義も地主的土地所有の制限、いわゆる耕作権の保護、小作料の低率化等をはからざるをえなかつたものの、それらはいずれも流産に終つた。土地から疎外された農民の土地に対する要求は強く、そのような地主的土地所有はいずれは農民的土地所有によつておきかえられるべき性質のものであつた。戦後の農地改革の必然性の契機をここにみるのである。

IV む す び

日韓併合を契機に本格的に始められた土地調査事業は、その後における日本の韓国に対する収奪のための基礎作業だつた。

土地調査事業は日本人地主の急激な増加、韓国農民の没落をもたらした。しかも日本資本主義の発達過程における資本の蓄積のために韓国農民が犠牲にされた

という側面が強かった。すなわち、土地調査事業が終了した1920年からは日本国内の食糧不足のため、いわゆる「産米増殖計画」等を通ずる収奪が形容できない程の厳しさで進められた。戦後、韓国農業の展開をめぐる研究過程で戦前の地主制に対する解明があらためて問題にされ、土地調査事業の果たした役割が何だったのか、とくに土地所有の近代化とは何かが問われている。

土地調査事業は韓国における近代的土地所有制形成の契機となつたといえよう。それはすでに形成されつつあつた地主的土地所有に立脚し、それを促進するものであつた。しかし端緒的に形成されつつあつた農民的土地所有は地主的土地所有によつて押し流されてしまつたのである。

しかし、地主的土地所有も近代的土地所有の一形態であり、土地調査事業はたしかに土地所有に関する限り近代化を達成した。しかしそれは旧支配階級が土地所有者へ転化されることによつて形成された地主制であり、封建的諸関係を色濃く残していた。この古い諸関係は植民地的収奪のもとで一層強く現われたのであつた。つまり、支配者にとっては被支配社会の近代的改編が問題ではなく、支配に役立つように編成するのが目的とされるからである。

土地調査事業によつて形成された地主的土地所有、農民を貧窮の中におとしこんだ地主的土地所有はいずれは農民的土地所有によつておきかえられるべきものであつた。解放後の農地改革によつて、初めて耕作農民が現実に土地所有者になる農民的土地所有が成立することになつたのである。

文 献

- 岩本純明 1978 近代的土地所有と寄生地主的土地所有。農業経済研究 50 卷 3 号, 日本農業経済学会, 134 頁
- 印 貞植 1937 朝鮮の農業機構分析。白揚社, 東京, 13, 61 頁
- 宇野弘蔵 1965 増補農業問題序論。青木書店, 東京, 191 頁
- F. テーケイ 1971 アジア的生産様式。未来社, 東京, 69-76 頁
- 大内 力 1961 農業問題 改訂版。岩波全書, 東京, 20 頁
- 金 俊輔 1974 韓国資本主義史研究 II。一潮閣, ソウル, 104-105 頁
- 權 寧旭 1965 朝鮮における日本帝国主義の山林政策。歴史学研究 297 号, 歴史学研究会, 5 頁
- 桜井 浩 1972 日本植民地下朝鮮農業の封建制論について。アジア経済 13 卷 3 号, アジア経済研究所, 51-52 頁
- 周藤吉之 1927 朝鮮後期の田畝文記に関する研究 (I), (II), (III)。歴史学研究第 7 卷 7 号, 8 号, 9 号, 歴史学研究会
- 慎 鏞廈 1982 朝鮮土地調査事業研究。知識産業史, ソウル, 15-18, 45, 93 頁
- 田代 隆 1958 名目的地代について。農業経済研究 第 30 卷 2 号, 日本農業経済学会
- 田中慎一 1974 韓国財政整理における「徴税台帳」整備について。土地制度史学 63 号, 土地制度史学会, 2 頁
- 崔 虎鎮 1970 韓国経済史。博英社, ソウル, 221 頁
- 農地改革史編纂委員会 1970 農地改革史(上)。ソウル, 237 頁
- 朴 文圭 1933 農村社会分化の起点としての土地調査に就て。朝鮮社会経済史研究, 京城帝国大学法文学会, 16, 27 頁
- 日南田静真 1966 ロシア農政史研究。御茶の水書房, 東京, 52-59 頁
- 福島正夫 1968 地租改正。吉川弘文館, 東京, 304, 305-306 頁
- 宮嶋博史 1977 朝鮮土地調査事業の研究の新たな前進のために。東洋史研究 36 卷 2 号, 110, 117 頁
- 宮嶋博史 1978 朝鮮「土地調査事業」研究序説。アジア経済 19 卷 9 号, アジア経済研究所, 41-42 頁
- 兪 仁浩 1975 韓国農地制度の研究。栢文堂, ソウル, 71-72 頁
- 李 在茂 1956 朝鮮における「土地調査事業」の実体。社会科学研究第 7 卷 5 号, 東大社会科学研究所, 22, 29 頁
- 林 炳潤 1971 植民地における商業的農業の展開。東大出版会, 東京, 117-126 頁
- 和田一郎 1920 朝鮮の土地制度地租制度調査報告書。宗高書房, 東京, 第 1 編 (1-118), 120 頁

Summary

Korea had been a colony of Japan from 1910 to 1945 when Korea was liberated from Japan. After the Liberation a Land Reform was carried out, casting off a Japanese land tenure system established during that period, and many tenant farm families were converted into owner-occupiers.

The Japanese Land Survey from 1910 to 1918 was a foundation for establishing the Japanese land tenure system in Korea. The purpose of this study is to examine the procedures of the Land Survey and to evaluate it specially referring to the land tenure system established after that.

There are dual points of view regarding this Land Survey: (1) Ichiro Wada and some other scholars evaluated the Land Survey as an important step toward a modern landownership in Korea, since the *de jure* private ownership for land was newly established by the laws accompanied with the Land Survey. They maintained that all the land including privately held before the Land Survey belonged to the Chosun Dynasty which extended from 13th to 19th centuries in Korea. (2) The others recognized the *de facto* private landownership widely appeared during the later part of the Chosun Dynasty. They evaluated the Land Survey not as a procedure to establish a modern landownership but as one to have only admitted officially the private landownership already appeared.

The points in this study are as follows :

1. The main object of the Land Survey was to determine landowners for all the land of the country and to establish a new land tax system.

2. The right and interest of peasant families were neglected in the Land Survey, since, for one thing, the government recognized those 'rent collectors' as landowners who were mostly *de facto* landlords but originally officials and military men in higher ranks held land of the Dynasty and collected rents from peasants for the Dynasty Treasury, and for another any lands for which owners were not clear were included in state land, irrespective of the fact that the lands were held and cultivated for long years by peasant families unless they could have proved their right of holding the lands with some documents. Much of the state land was sold at cheap prices to Japanese companies and wealthy individuals. They became larger landowners and let the land to Korean peasant families.

3. As the new landowners (Japanese and Koreans) appeared and increased in number and size of their holdings, many peasant families had to be tenant farm families. Rents were raised sharply. The levels of rents were usually 50% and sometimes 90% of the gross output per unit area. The rents paid were mostly in kind such as rice.

4. It has been recognized that the land tenure system in the colonial period was made use of to exploit Korean farm families by the contemporary Japanese landowners and companies. Japan also transferred much of rice collected as rents from those peasant families to home country. Therefore the necessity of a Land Reform seriously felt after the Liberation from Japan. This was completed with the Land Reform that took place in 1949.